

## 老齢基礎年金

ケーススタディー

### 『老齢基礎年金の相談』

(ターンアラウンド用請求書を持参された場合)

このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

チャプタータイトル ♪～

老 齢 基 礎 年 金

【学習目標】

- \* 相談者ごとの状況やニーズに応じた的確なご案内・お手続き方法を習得する
- \* 老齢基礎年金請求における専門的な情報について、関係法令に基づいたわかりやすい説明方法を習得する

講師  
工藤悠真

ナビゲーター  
永年美結

講師：

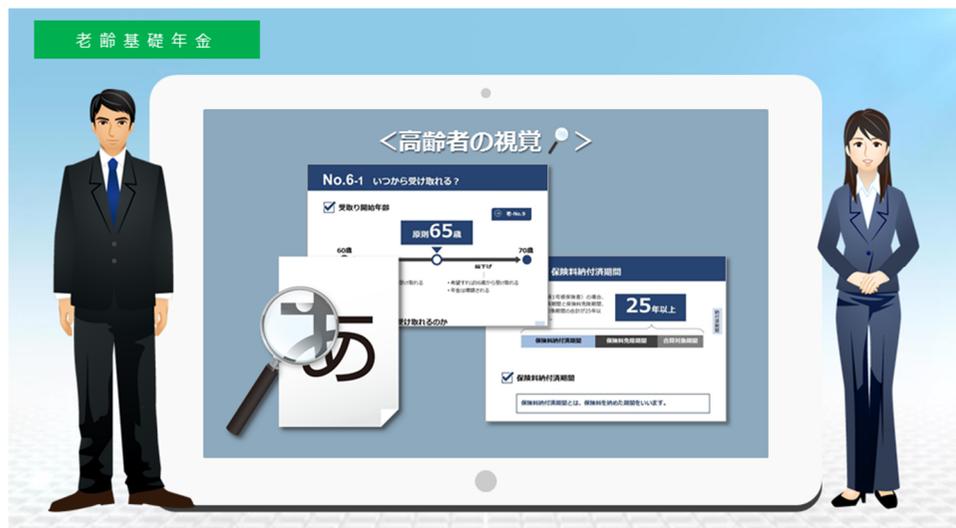
日本年金機構では、老齢年金の受給権が発生する方に対し、支給開始年齢に到達する3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録をあらかじめ印字した年金請求書（ターンアラウンド用）を送付しています。

ここでは、老齢基礎年金について、来訪者がターンアラウンド用請求書を持参した場合の基本的な窓口対応の流れを確認しながら、相談者ごとの状況やニーズに応じたご案内・お手続き方法について学んでいただきます。

老齢基礎年金の相談では、「そもそも年金をもらえるのか?」という年金の受け取りに必要な資格期間の確認に始まり、「早く年金をもらう方法はないか?」、「年金額を増やすにはどのような方法があるのか?」などといった個々のニーズに応じた的確な対応が求められます。

特に、「いま繰上げ請求を行うべきか?」というような年金の権利に関わることについては、窓口の担当者は断定的な判断を下してはいけません。窓口担当者は、請求者のニーズを聞き取りしたうえで、そのニーズに最適な請求方法などを案内することによって、請求者が適切な判断を下すためのサポート役に徹する必要があります。

そのため、国民年金法等の関係法令に基づいて専門的な情報をできるだけわかりやすく説明することも重要なスキルとなりますので、このケーススタディーでしっかりと学習してください。



MC :

老齡基礎年金のケースを学習する前に、高齢者の視覚についてお話しします。一般的に視力は、40歳～50歳あたりから徐々に低下し、60歳を超えると急激に低下します。70歳代では、20歳代における最高の視力の2分の1にまで低下すると言われています。また、老人性白内障により、さらに視力が低下する方もいらっしゃいます。

老齡基礎年金の相談者は主に60歳以上の方ですので、このような相談者の状況を十分想定し、配慮する必要があります。「お手続きカード」などの業務支援ツールは、高齢者にも見やすいように文字の大きさや配色を工夫していますが、窓口にルーペや老眼鏡を用意しておくことによいでしょう。



MC :

はじめに、このケーススタディーの登場人物である窓口担当者のプロフィールを紹介いたします。

吉村 爽史 (よしむら そうし)、32歳。乙成町 (おとなりまち) の国民年金課担当。入庁10年目。国民年金担当となつてすでに3年となり、年金相談にはかなり自信がもてるようになってきたところです。なお、この役所では、資格記録確認のために一部の業務で「ねんきんネット」を利用していますが、日々の窓口業務では活用していません。

老 齢 基 礎 年 金



相談者の状況

以下の男性が窓口にて平成27年9月25日に来訪

氏名：井上 孝和

来訪目的：年金請求方法の詳細と、  
受給できる年金額の確認



MC：  
日本年金機構から緑の封筒が届いたということで、窓口にて相談者が来訪されました。受給方法と年金額などについて一通りの説明を聞きたいようです。

このような方が来訪したとき、あなたならどのようなアプローチをしますか？これから、具体的な対応の流れを見ていきましょう。

老 齢 基 礎 年 金

窓口来訪目的の確認



こんにちは。  
本日はどのようなご用件でお越しですか。

年金機構からこの封筒が届いたので、請求の方法とどのくらい年金がもらえるか聞きに来ました。

かしこまりました、内容を拝見してもよろしいですか？

はい。

吉村：  
こんにちは。本日はどのようなご用件でお越しですか。

井上：  
年金機構からこの封筒が届いたので、請求の方法とどのくらい年金がもらえるか聞きに来ました。

吉村：  
かしこまりました、内容を拝見してもよろしいですか？

井上：  
はい。

老 齢 基 礎 年 金 窓口来訪目的の確認



吉村：これは、日本年金機構からお客様へお送りしている老齢年金の請求書ですね。

井上：そうですか。

吉村：それでは、老齢基礎年金のご請求についてひと通り説明させていただきたいと思いますが、お時間はございますか。

井上：時間なら大丈夫です。

吉村：  
これは、日本年金機構からお客様へお送りしている老齢年金の請求書ですね。

井上：  
そうですか。

吉村：  
それでは、老齢基礎年金のご請求についてひと通り説明させていただきたいと思いますが、お時間はございますか。

井上：  
時間なら大丈夫です。

老 齢 基 礎 年 金 本人確認



吉村：それでは最初に、本人確認をさせていただきます。ご本人様でしたら、確認ができる免許証等をご提示ください。

井上：免許証は持ってないですが、住基カードを持ってきました。

吉村：ありがとうございます。

吉村：  
それでは最初に、本人確認をさせていただきます。ご本人様でしたら、確認ができる免許証等をご提示ください。

井上：  
免許証は持ってないですが、住基カードを持ってきました。

吉村：  
ありがとうございます。

老齡基礎年金 本人確認

1つの掲示で足りるもの

- 運転免許証（運転経歴証明書）
- 住民基本台帳カード（写真付きのもの）
- 旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳、療育手帳
- 特別永住者証明書、在留カード
- 国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）
  - ・船員手帳
  - ・海技免状
  - ・小型船舶操縦免許証
  - ・猟銃・空気銃所持許可証
  - ・戦傷病者手帳
  - ・宅地建物取引士証

など

2つ以上の掲示が必要なもの  
(異なる○印の組合せが必要です)

- 被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合）
- 住民基本台帳カード（写真の貼付のないもの）
- 公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書
- 年金手帳
- 日本年金機構が交付した通知書（年金額決定通知書、年金振込通知書等）
- 金融機関またはゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード
- 印鑑登録証明書
- 学生証（写真付きのもの）

など



講師：

年金相談の内容によっては、時間がかかる場合があります。そのため、導入部で「お時間はございますか？」などの確認を入れておくと以後の相談をスムーズに進めることができるでしょう。

個人情報を確認しながら行う具体的な相談については、来訪者が本人または代理人であることについての確認を行うことが必要です。具体的な確認の方法については各市町村の規定に従ってください。なお、ここでは、日本年金機構における本人確認書類の一般例をお示しします。

老齡基礎年金 窓口来訪目的の確認



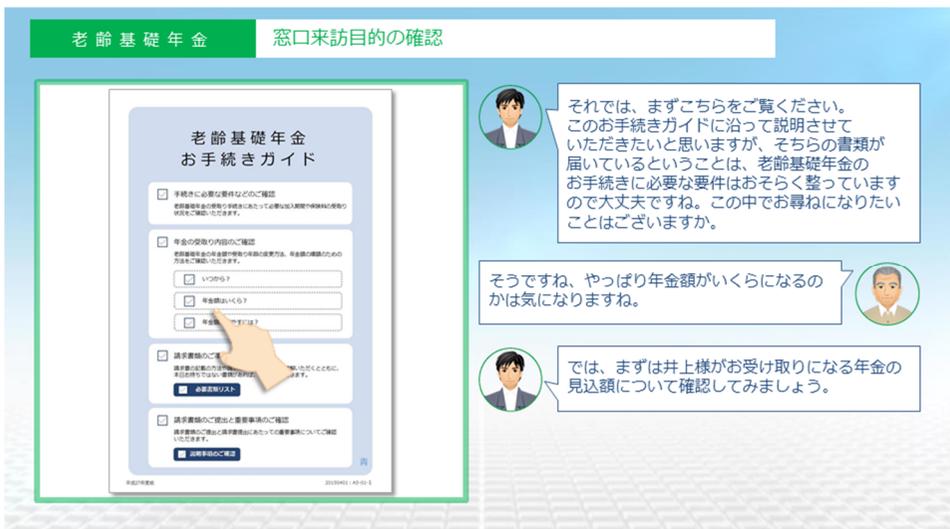
The digital display shows a form titled '老齡基礎年金 お手続きガイド' (Old Age Basic Pension Application Guide) with the following sections:

- 手続きに必要な要件などの確認  
申請書提出の要領や必要な書類は、申請書に添付された申請書入力欄や申請書添付の要領に確認いたします。
- 年金の受取り内容の確認  
申請書提出の要領や申請書の入力欄、年金額決定通知書等の内容を確認いたします。
- いつから？
- 年金額はいくら？
- 年金振込先は？
- 請求書について確認  
請求書は郵送または窓口での受付で提出していただくものと、窓口で発行可能な請求書は、ご確認いたします。
- 請求書について提出と書留事項の確認  
請求書提出の際は、請求書に添付された書留事項についてご確認いたします。

MC：

ターンアラウンド用請求書の印字内容は「氏名：井上 孝和」「生年月日：昭和25年12月24日」であり、本人確認の結果、来訪者は請求者本人であることが確認できました。

それでは、実際に『お手続きガイド表紙』を提示したうえで説明していきます。



吉村：  
 それでは、まずこちらをご覧ください。

このお手続きガイドに沿って説明させていただきたいと思いますが、そちらの書類が届いているということは、老齡基礎年金のお手続きに必要な要件はおそらく整っていますので大丈夫ですね。この中でお尋ねになりたいことはございますか。

井上：  
 そうですね、やっぱり年金額がいくらになるのかは気になりますね。

吉村：  
 では、まずは井上様がお受け取りになる年金の見込額について確認してみましよう。



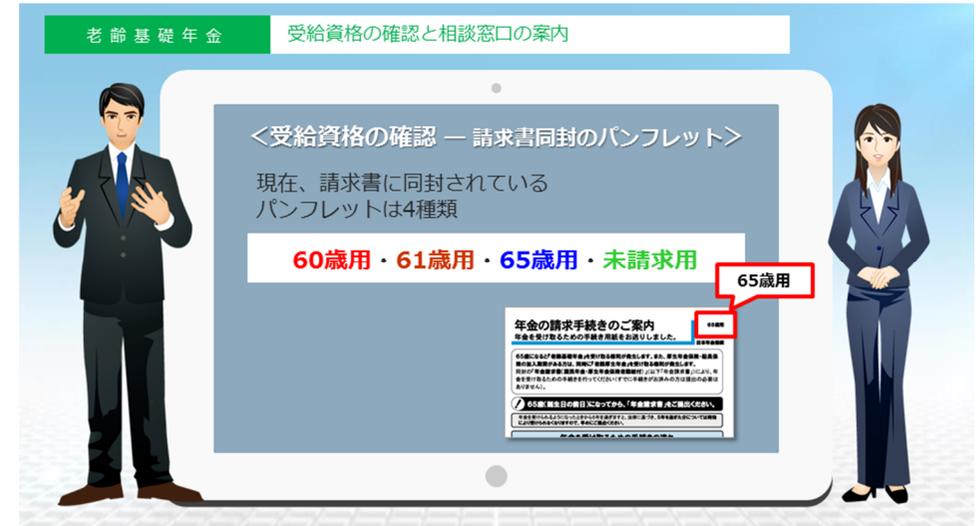
講師：  
 どうやら井上さんは、明確な目的意識を持って市町村窓口に来訪されたわけではなさそうですね。このような来訪者に対しては、お手続きガイド表紙を使って導入部の説明を行ったうえで、これから進めていく説明の構成を考えるとよいでしょう。



講師：  
 実は、来訪者が持参したターンアラウンド用請求書から、様々な情報を把握することができます。

MC：  
 と言いますと、具体的にどのようなことがわかるのですか？

講師：  
 まず、ターンアラウンド用請求書が送付されていることで、井上さんは老齡基礎年金の受け取りに必要な資格期間を満たしていると推測されるので、それを前提に相談を進めることができます。ここで、ケースから少し離れて、ターンアラウンド用請求書について説明をしておきます。



講師：  
 日本年金機構がターンアラウンド用請求書を送付する際は、手続き方法などを記載したパンフレットを同封しています。平成27年の時点で、パンフレットには、「60歳用」、「61歳用」、「65歳用」および「未請求用」の4種類があり、表紙の右上にその表示がされています。来訪者がパンフレットを持参している場合は、これを確認することで、相談者の状況のある程度把握することができます。

まず、先ほどの説明のとおり、年金の受け取りに必要な資格期間を満たしている方であることがわかります。そして、パンフレットの種類によって、年金事務所での請求手続きが必要な方なのか、市町村で手続きが可能な方なのかをあらかじめ判断することができますので、これらの情報をうまく活用して相談の組み立てを行い、適切に対応を進められるようにしましょう。

老齡基礎年金 受給資格の確認と相談窓口の案内

＜受給資格の確認 — 各パンフレットの意味＞

**65歳用**  
65歳から老齡基礎年金または老齡厚生年金の受給権の発生する方用

**未請求用**  
特別支給の老齡厚生年金の受給権がすでに発生しているにもかかわらず、いまだ未請求の方用

講師：

具体的にそれぞれのケースを確認していきます。

「65歳用」は65歳から老齡基礎年金または老齡基礎年金と老齡厚生年金の受給権が発生する方に送られます。ターンアラウンド用請求書の加入記録のページに1年未満の厚生年金加入記録が記載されている方と、まったく厚生年金の加入記録の記載されていない方がいます。65歳到達の約3か月前に送られます。

「未請求用」は、特別支給の老齡厚生年金の受給権が発生する方で、未だ年金請求を行っていない方に送られます。請求書の加入記録のページに1年以上の厚生年金加入記録が記載されています。「65歳用」と同様に65歳到達の約3か月前に送られます。

老齡基礎年金 受給資格の確認と相談窓口の案内

＜受給資格の確認 — 各パンフレットの意味＞

**60歳用** **61歳用**  
特別支給の老齡厚生年金の受給権の発生する方用

講師：

「60歳用」と「61歳用」は、「特別支給の老齡厚生年金」の受給権発生日の約3か月前に本人宛てに送られます。請求書の加入記録のページに1年以上の厚生年金加入期間が記載されています。

老 齢 基 礎 年 金 受給資格の確認と相談窓口の案内

— 特別支給の老齢厚生年金について—

【男性】昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金	老齢基礎年金

【男性】昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】昭和33年4月2日～昭和35年4月1日

61歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金

【男性】昭和36年4月2日以後、【女性】昭和41年4月2日以後

65歳	70歳
老齢厚生年金	老齢基礎年金

講師：

昭和28年4月1日以前に生まれた男性、昭和33年4月1日以前に生まれた女性は60歳で、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの男性と昭和33年4月2日から昭和35年4月1日生まれの女性は61歳で、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。

なお、以降も段階的に特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年齢が引き上げられており、昭和36年4月2日以降に生まれた男性、昭和41年4月2日以降に生まれた女性は、特別支給の老齢厚生年金は支給されず、65歳で老齢厚生年金の受給権が発生することになります。

老 齢 基 礎 年 金 受給資格の確認と相談窓口の案内

＜受給資格の確認 一相談窓口のご案内＞

未請求用 60歳用 61歳用

年金請求等は年金事務所で行っていただく

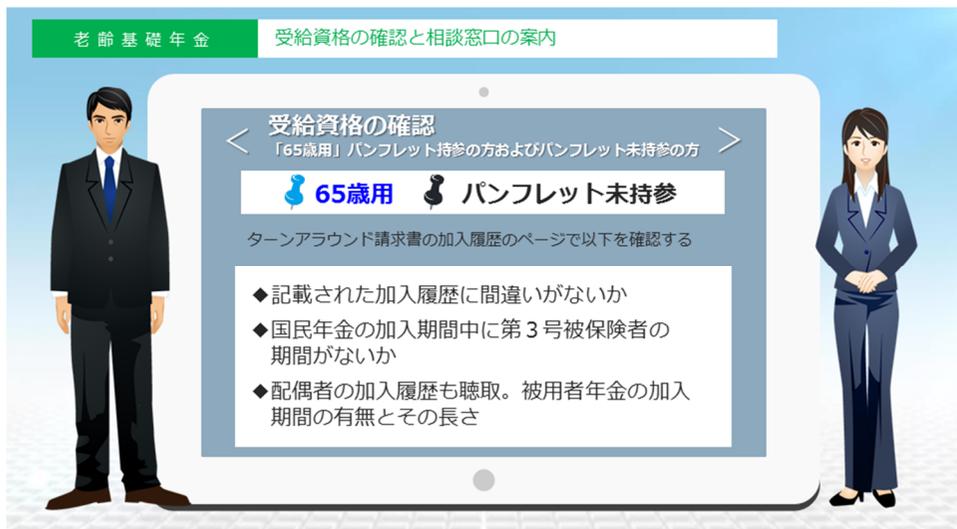
— 年金請求窓口のご確認ほか —

<input checked="" type="checkbox"/> 年金請求窓口のご確認	
20歳から65歳の間に加入していた年金制度の内訳によって、年金請求窓口は以下のような場合があります。	
年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入保険料未納)	市区町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

講師：

「未請求用」、「60歳用」および「61歳用」のパンフレットを持参したお客様の年金相談・請求などは、日本年金機構で行う必要があることを案内してください。状況に応じて本人および配偶者の年金記録を確認し、請求に必要な書類などをご案内のうえ、年金事務所や街角の年金相談センターなどを訪れるよう案内してください。

老 齢 基 礎 年 金 受給資格の確認と相談窓口の案内



受給資格の確認  
「65歳用」パンフレット持参の方およびパンフレット未持参の方

65歳用 パンフレット未持参

ターンアラウンド請求書の加入履歴のページで以下を確認する

- ◆記載された加入履歴に間違いがないか
- ◆国民年金の加入期間中に第3号被保険者の期間がないか
- ◆配偶者の加入履歴も聴取。被用者年金の加入期間の有無とその長さ

講師：

「65歳用」のパンフレットを持参した方、およびパンフレットを持参しなかった方の場合は、ターンアラウンド用請求書の公的年金加入記録のページを示し、本人に、記載されている加入記録に間違いがないか確認してください。その際、特に国民年金の加入期間に第3号被保険者期間が含まれないか確認する必要があります。年金加入記録欄には「国民年金」とだけ記載されており、被保険者の種別は請求書だけでは確認できません。

したがって、可能であれば配偶者の加入履歴もできる限り本人に聴取して確認してください。特に厚生年金等被用者年金の加入期間の有無と長さをヒアリングしましょう。国民年金の加入期間に第3号被保険者期間が含まれるかの判断の目安となります。また、配偶者の厚生年金などの加入期間の長さによっては、振替加算が加算される場合があります。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認



請求書に印字されている井上様の加入記録によりますと、昭和51年4月から平成22年11月まで国民年金に加入となっていますね。昭和61年4月1日以降の期間は、ずっと第1号被保険者でしたか。第3号被保険者の期間は含まれていないでしょうか。

と言いますと？

説明がわかりにくかったですよね。申し訳ございません。1つ1つ確認して参りますが…現在、奥様はいらっしゃいますか？

おりますよ。

4. 相談内容  
<本人> 60歳到達月の前月  
昭和51年4月～平成22年11月：  
国民年金の第1号被保険者  
厚生年金加入履歴なし

吉村：

請求書に印字されている井上様の加入記録によりますと、昭和51年4月から平成22年11月まで国民年金に加入となっていますね。昭和61年4月1日以降の期間は、ずっと第1号被保険者でしたか。第3号被保険者の期間は含まれていないでしょうか。

井上：

と言いますと？

吉村：

説明がわかりにくかったですよね。申し訳ございません。1つ1つ確認して参りますが…現在、奥様はいらっしゃいますか？

井上：

おりますよ。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認



では、本日、奥様の年金手帳など、基礎年金番号がわかるものをお持ちでしょうか？

あいにく妻の分は持ってきておりませんね。

とりあえず本日は、井上様の国民年金の加入期間に第3号被保険者期間が含まれるか、また、この後ご説明する振替加算が加算されるかの判断の目安が必要です。差し支えなければ、奥様の生年月日と結婚された年月日を教えてくださいいただけますか。

吉村：  
では、本日、奥様の年金手帳など、基礎年金番号がわかるものをお持ちでしょうか？

井上：  
あいにく妻の分は持ってきておりませんね。

吉村：  
とりあえず本日は、井上様の国民年金の加入期間に第3号被保険者期間が含まれるか、また、この後ご説明する振替加算が加算されるかの判断の目安が必要です。差し支えなければ、奥様の生年月日と結婚された年月日を教えてくださいいただけますか。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認



妻の生年月日は昭和22年3月31日で、結婚したのは昭和51年4月30日です。その年の3月まではアメリカに住んでいて、向こうで妻と出会ったんですよ。日本に帰国してすぐに入籍しました。

それは素敵なお話ですね。では、最初に第3号被保険者期間についての確認ですが、結婚された後に、奥様が会社などにお勤めで、井上様が奥様の扶養に入っていた時期はございませんか？

井上：  
妻の生年月日は昭和22年3月31日で、結婚したのは昭和51年4月30日です。その年の3月まではアメリカに住んでいて、向こうで妻と出会ったんですよ。日本に帰国してすぐに入籍しました。

吉村：  
それは素敵なお話ですね。では、最初に第3号被保険者期間についての確認ですが、結婚された後に、奥様が会社などにお勤めで、井上様が奥様の扶養に入っていた時期はございませんか？

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認

4. 相談内容

<本人>

昭和51年4月～平成22年11月：  
国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし  
国民年金第3号被保険者期間なし

妻は、結婚する前は働いていたけど、結婚してからはずっと専業主婦ですから、そういうことはないですね。

そうすると井上様に第3号被保険者期間はなさそうですし、振替加算の対象でもなさそうですね。念のために伺いますが、奥様がお勤めされていた期間はどのくらいかわかりますか？

たしか5年くらいじゃないですかねえ。

井上：  
妻は、結婚する前は働いていたけど、結婚してからはずっと専業主婦ですから、そういうことはないですね。

吉村：  
そうすると井上様に第3号被保険者期間はなさそうですし、振替加算の対象でもなさそうですね。念のために伺いますが、奥様がお勤めされていた期間はどのくらいかわかりますか？

井上：  
たしか5年くらいじゃないですかねえ。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認

本日は井上様からの聞き取りにより判断させていただきましたが、請求書には奥様の基礎年金番号を記入する欄がありますので、請求のときまでに準備していただくようお願いいたします。

わかりました。

吉村：  
本日は井上様からの聞き取りにより判断させていただきましたが、請求書には奥様の基礎年金番号を記入する欄がありますので、請求のときまでに準備していただくようお願いいたします。

井上：  
わかりました。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認

4. 相談内容

<本人>  
 昭和45年12月(20歳到達)～昭和51年3月:  
 海外在住で適用除外  
 昭和51年4月～平成22年11月:  
 国民年金の第1号被保険者  
 厚生年金加入履歴なし  
 国民年金第3号被保険者期間なし

吉村: 先ほど「昭和51年3月までアメリカに住んでいた」とおっしゃっていましたが、井上様が20歳になられた昭和45年当時もアメリカに住んでいらっしゃいましたか。

井上: ええ、高校を卒業してすぐにアメリカに渡りましたので。

吉村: そうですか。それでは、20歳になられてから帰国される昭和51年3月までは、海外にいらっしゃったため国民年金には加入されていなかったということになりますね。

井上: そうですね。

吉村：  
先ほど「昭和51年3月までアメリカに住んでいた」とおっしゃっていましたが、井上様が20歳になられた昭和45年当時もアメリカに住んでいらっしゃいましたか。

井上：  
ええ、高校を卒業してすぐにアメリカに渡りましたので。

吉村：  
そうですか。それでは、20歳になられてから帰国される昭和51年3月までは、海外にいらっしゃったため国民年金には加入されていなかったということになりますね。

井上：  
そうですね。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認

4. 相談内容

<本人>  
 昭和45年12月(20歳到達)～昭和51年3月:  
 海外在住で適用除外  
 昭和51年4月～平成22年11月:  
 国民年金の第1号被保険者  
 厚生年金加入履歴なし  
 国民年金第3号被保険者期間なし  
 他の公的年金受給権なし

吉村: ところで、現在何らかの年金を受け取っていらっしゃいますか。

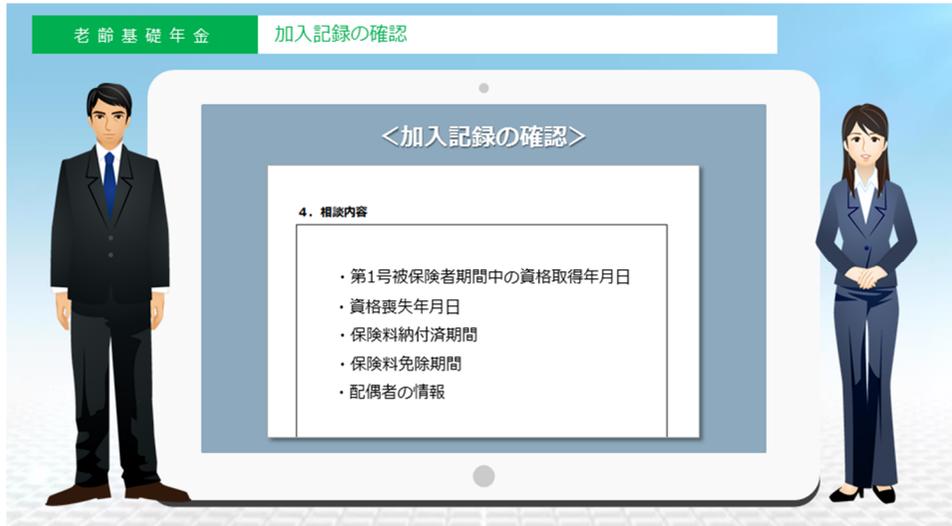
井上: いえ、年金はまだ何も受け取っていませんよ。

吉村: 承知しました。それでは、ここまで確認させていただいた内容を踏まえて、年金事務所の記録で確認いたしますので、しばらくお待ちください。

吉村：  
ところで、現在何らかの年金を受け取っていらっしゃいますか。

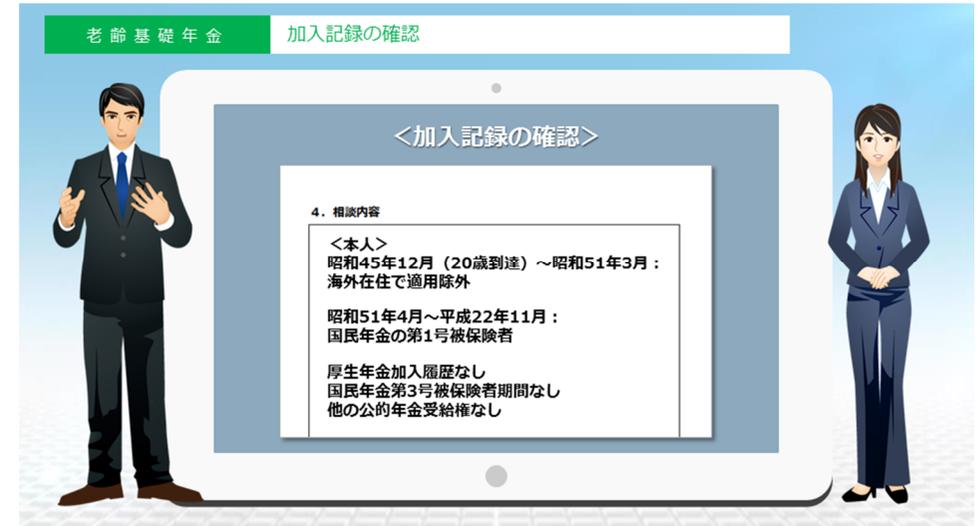
井上：  
いえ、年金はまだ何も受け取っていませんよ。

吉村：  
承知しました。それでは、ここまで確認させていただいた内容を踏まえて、年金事務所の記録で確認いたしますので、しばらくお待ちください。



MC :  
この段階まで相談が進むと、本人から聞き取りした情報も大分増えてきましたね。

講師 :  
聞き取りした内容を忘れないよう「相談シート」にメモを起こしておくといいでしょう。以降では、受給要件の判定や年金額の変動要因となる情報の整理が非常に重要となってきます。老齢基礎年金の場合には、第1号被保険者期間中の資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間、保険料免除期間、配偶者の情報などが重要な情報となります。



講師 :  
さて、請求書の印字内容と、本人への聞き取り結果から、次のことが把握されました。

MC :  
<本人について>  
昭和45年12月の20歳到達時～昭和51年3月まで海外在住のため適用除外、昭和51年4月～平成22年12月の60歳到達時まで国民年金の第1号被保険者、厚生年金の加入履歴はなく、国民年金第3号被保険者期間もありません。また、他の公的年金も受給していません。

講師 :  
ターンアラウンド用年金請求書には、年金加入記録が予め印字されていますが、具体的な納付状況までは印字されておらずわかりません。そのため、先ほど起こしたメモの内容の確認も含めて、免除期間や未納期間、他の年金受給権の有無、配偶者の情報などは年金事務所に照会する必要があります。

MC :  
それでは、実際に年金事務所に照会してみましょう。

講師 :  
記録照会の際は、短時間で必要な情報を年金事務所の職員から得る必要があります。年金事務所への電話照会の一例を聞いていただき、確認できた内容を整理して書き留めてください。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認



乙成町役場国民年金課の吉村です。ターンアラウンド用請求書を持参した方の年金請求に関連して、加入記録、納付記録や免除記録、他の年金受給権の有無の確認をお願いいたします。

基礎年金番号をお願いします。

0123-456789です。

吉村：  
乙成町役場国民年金課の吉村です。ターンアラウンド用請求書を持参した方の年金請求に関連して、加入記録、納付記録や免除記録、他の年金受給権の有無の確認をお願いいたします。

職員：  
基礎年金番号をお願いします。

吉村：  
0123-456789です。

老 齢 基 礎 年 金 加入記録の確認



ご照会の井上孝和様の加入記録、免除記録および他の年金受給権です。

得喪は国民年金1号、昭和51年4月1日取得、平成22年12月23日喪失です。

全額納付期間404月、全額免除期間5月、合計409月です。

全額免除期間は平成22年7月から平成22年11月の5月です。

未納期間があります。えー、平成21年12月から平成22年6月の7月です。現在まで他の年金の受給権はありません。

職員：  
ご照会の井上孝和様の加入記録、免除記録および他の年金受給権です。

得喪は国民年金1号、昭和51年4月1日取得、平成22年12月23日喪失です。  
全額納付期間404月、全額免除期間5月、合計409月です。  
全額免除期間は平成22年7月から平成22年11月の5月です。  
未納期間があります。えー、平成21年12月から平成22年6月の7月です。  
現在まで他の年金の受給権はありません。



吉村：  
ありがとうございます。井上様の配偶者の情報は登録されていますか？

職員：  
井上様の配偶者の情報は登録されていません。

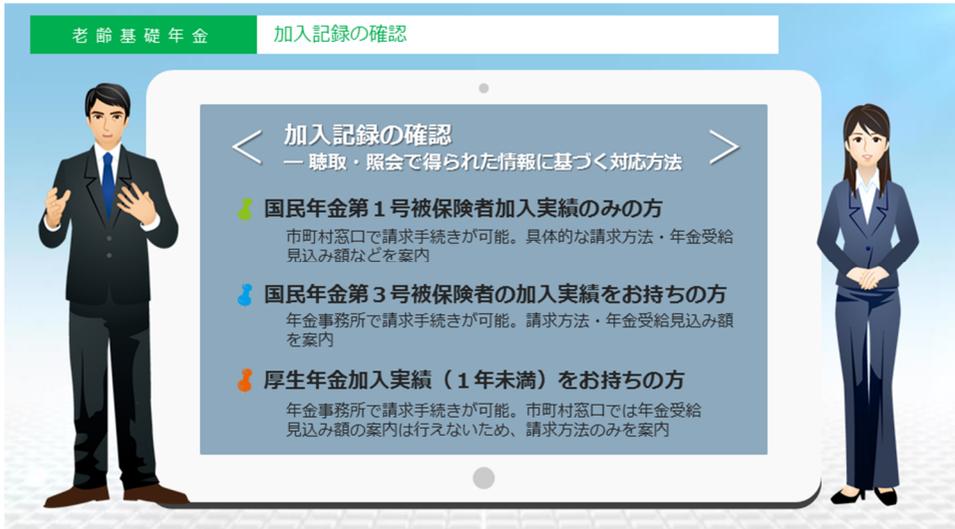
吉村：  
ありがとうございました。



MC：  
井上さんの加入記録は整理できましたか？年金事務所に照会した結果と本人への聞き取りから、このように整理できました。

保険料納付済期間は404月、保険料全額免除期間が5月、未納期間が7月で、海外にいて未加入の期間が64月となります。

老齡基礎年金 加入記録の確認



### 加入記録の確認

— 聴取・照会で得られた情報に基づく対応方法 —

- 国民年金第1号被保険者加入実績のみの方**  
市町村窓口で請求手続きが可能。具体的な請求方法・年金受給見込み額などを案内
- 国民年金第3号被保険者の加入実績をお持ちの方**  
年金事務所で請求手続きが可能。請求方法・年金受給見込み額を案内
- 厚生年金加入実績（1年未満）をお持ちの方**  
年金事務所で請求手続きが可能。市町村窓口では年金受給見込み額の案内は行えないため、請求方法のみを案内

講師：  
本人からのヒアリングおよび年金事務所への照会で得られた情報により、次のように対応します。

- a) 本ケースの場合、つまり公的年金の加入記録が国民年金第1号被保険者のみの方の場合は、原則65歳に達した日以降に老齡基礎年金の請求が可能となることをお伝えし、具体的な手続き方法や年金の受け取り見込み額の案内を進めます。
- b) 公的年金の加入期間に第3号被保険者期間が含まれる方、または、
- c) 1年未満の厚生年金の加入記録が記載されている方の場合、原則65歳に達した日以降に老齡基礎年金および老齡厚生年金の請求が可能であること、実際の請求は年金事務所で行う必要があること、請求の際に必要な書類のことなどについて説明してください。国民年金の加入記録のみの方へは年金の受け取り見込み額を計算して案内することもできますが、厚生年金の加入履歴のある方に対しては、年金事務所等へ問い合わせさせていただくよう案内してください。

なお、障害年金の受給者である場合は、法定免除の記録に注意してください。

老齡基礎年金 年金見込み額の計算



### No.7-1 いくら？ - 年金額の計算 -

老齡基礎年金の受取り年金額（平成27年度の額）

年金額（月額）＝年額 **780,100円**（月額65,008円）

< 老齡基礎年金の計算式 >  
※ 計算の基礎となる100円未満の金額は、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

平成21年4月以降（95）の期間

標準的 納付済月数	+	全額免除 月数	+	450/3 納付済月数	+	半額 納付済月数	+	450/3 納付済月数
780,100円 ×		× 3/5		× 5/8		× 5/8		× 7/8
480円（40年）								

平成21年3月以前（まで）の期間

標準的 納付済月数	+	全額免除 月数	+	450/3 納付済月数	+	半額 納付済月数	+	450/3 納付済月数
780,100円 ×		× 2/5		× 3/5		× 4/5		× 5/5
480円（40年）								

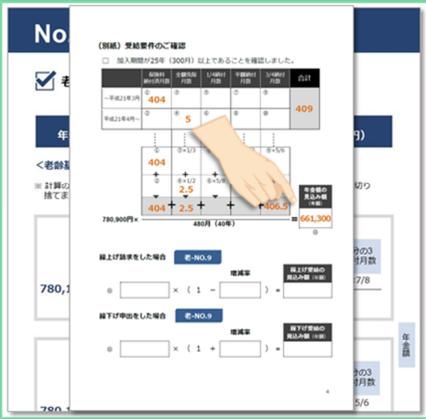
※ 以下の条件に該当する場合は、上記計算式を用いる。

標準的 納付済月数	+	全額免除 月数	+	450/3 納付済月数	+	半額 納付済月数	+	450/3 納付済月数	≤ 480円
--------------	---	------------	---	----------------	---	-------------	---	----------------	--------

MC：  
それでは、確認した加入記録に基づいて、年金の受け取り見込み額について説明していきます。

お手続きカード No.7-1 「いくら？ 年金額の計算」を提示します。

老齡基礎年金 年金見込み額の計算



No

(補註) 開始条件のご確認  
 加入期間が25年(300月)以上であることを確認しました。

基礎年金(標準額)	404	標準額	409
平均標準額	5		
基礎年金(標準額)	404		
平均標準額	2.5		
基礎年金(標準額)	404	2.5	1009.5
基礎年金(標準額)	780,000円	480月(40年)	661,300円

井上様のご入力情報  
 基礎年金(標準額) 404 × (1 - ) =  
 基礎年金(標準額) 404 × (1 - ) =

それ、私の年金はいったいいくらになるんですか。

はい、老齡基礎年金の受け取り年金額は、40年間保険料を納付いただいた場合の年金額を基にして、実際の保険料納付済期間と免除期間に応じてこのように計算します。井上様が65歳から年金の受け取りを開始した場合の年金見込み額がこちらです。

ふーん、これぐらいなんですね。

あくまでも仮に計算した見込み額ですので、実際の年金額は、ご請求後に日本年金機構より送られる年金決定通知書にてご確認ください。

井上：  
 それで、私の年金はいったいいくらになるんですか。

吉村：  
 はい、老齡基礎年金の受け取り年金額は、40年間保険料を納付いただいた場合の年金額を基にして、実際の保険料納付済期間と免除期間に応じてこのように計算します。井上様が65歳から年金の受け取りを開始した場合の年金見込み額がこちらです。

井上：  
 ふーん、これぐらいなんですね。

吉村：  
 あくまでも仮に計算した見込み額ですので、実際の年金額は、ご請求後に日本年金機構より送られる年金決定通知書にてご確認ください。

老齡基礎年金 年金見込み額の計算



講師：  
 受け取り年金見込み額の提示には、細心の注意を払ってください。また、提示するリスクが高いと判断された場合には、年金事務所等に相談するよう案内してください。

実際に、市町村が年金見込み額を提示する機会は少ないと思いますので、このケーススタディーで年金額の計算練習をしてみましょう。

老 齢 基 礎 年 金 年金見込み額の計算

＜年金加入記録＞

保険料納付済期間	404月
保険料全額免除期間	5月 (平成22年7月～平成22年11月)
保険料未納期間	7月 (平成21年12月～平成22年6月)
未加入 (適用除外) 期間	64月 (昭和45年12月～昭和51年3月)
合計	480月

満額の老齢基礎年金 = 780,900円 として計算

MC :  
 ここで、実際に相談シートを使って受け取り年金見込み額を計算します。計算に使う年金加入記録はこちらのとおりです。本人への聞き取り、および年金事務所への記録照会の結果を再度確認してください。

なお、ここでは、国民年金法上に規定された780,900円を満額の老齢基礎年金額として計算してください。

では、動画を一時停止して、計算してみましょう。

老 齢 基 礎 年 金 年金見込み額の計算

平成21年4月以後 (から) の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{480月 (40年)}$$

平成21年3月以前 (まで) の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480月 (40年)}$$

年金額

MC :  
 できましたでしょうか。では、解答を確認してみましょう。

講師:  
 計算のポイントは免除期間の年金額への算入率です。お手続きカード No.7-1「いくら？ 年金額の計算」を確認してください。

老齢基礎年金 演習

＜免除期間の年金額への算入率＞

免除の種別	平成21年4月以後	平成21年4月前
保険料納付済期間	① 1	
4分の1免除期間	② 7/8	③ 5/6
半額免除期間	④ 3/4	⑤ 2/3
4分の3免除期間	⑥ 5/8	⑦ 1/2
全額免除期間	⑧ 1/2	⑨ 1/3

講師：

平成21年4月から、国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられたことにより、平成21年3月以前の免除期間については国庫負担を3分の1として、平成21年4月以後の免除期間については国庫負担を2分の1として年金額の計算をします。

具体的には、保険料納付済期間や免除期間の各月数に表にある割合を乗じて合算した月数を480月で割り、これに満額の年金額を乗じて算出します。

ただし、それぞれの期間を①から順番に加算して480月に達した以降の期間については国庫負担分がなくなるため、

老齢基礎年金 演習

＜保険料納付済期間および保険料免除期間が480月に達した以降の年金額への算入率＞

免除の種別	平成21年4月以後	平成21年4月前
4分の1免除期間	① 3/8	② 1/2
半額免除期間	③ 1/4	④ 1/3
4分の3免除期間	⑤ 1/8	⑥ 1/6
全額免除期間	⑦ 0	⑧ 0

講師：

当該期間に対して乗じる割合が変わりますので注意が必要です。



老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰上げ請求）

No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給

繰上げ・繰下げ受給の増減率 (%)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
60歳	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5
61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5
62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5
64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66歳	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
67歳	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
68歳	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
69歳	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
70歳	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
71歳	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
72歳	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
73歳	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
74歳	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
75歳	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
76歳	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
77歳	4.8	4.7	4.6	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
78歳	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
79歳	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
80歳	6.0	5.9	5.8	5.7	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6

※繰上げ・繰下げ受給を希望する場合は、必ず事前に年金事務所へお問い合わせください。

※繰上げ・繰下げ受給を希望する場合は、必ず事前に年金事務所へお問い合わせください。

どのくらい減らされるんですか。

請求月から65歳到達月の前月までの月数×0.5%の減額率で年金額が減額されます。井上様の場合、仮に本日請求されると、本来請求より3か月早く老齢基礎年金の請求を行うこととなりますので、3月×0.5%=1.5%が減額されます。

井上：  
どのくらい減らされるんですか。

吉村：  
請求月から65歳到達月の前月までの月数×0.5%の減額率で年金額が減額されます。井上様の場合、仮に本日請求されると、本来請求より3か月早く老齢基礎年金の請求を行うこととなりますので、3月×0.5%=1.5%が減額されます。

老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰上げ請求）

繰上げ請求をした場合 老-NO.9

① 661,300 × ( 1 - 1.5% ) = 651,400

繰下げ申出をした場合 老-NO.9

① [ ] × ( 1 + [ ] ) = [ ]

増減率

繰上げ受給の見込み額（年額）

増減率

繰下げ受給の見込み額（年額）

講師：  
ここで3か月繰上げ請求した場合の年金額を計算してみましょう。  
先ほど計算した661,300円×{1-(0.5%×3月)}で651,400円となります。

老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰上げ請求）

**No.6-2 いつから受け取れる？**

いつから入金されるのか

<最初の入金>  
 ・受給権発生は、偶数月または奇数月の15日（または前営業日）に入金されます。  
 ・最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。  
 例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合  
 受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2か月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。  
 ※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

<繰上りの入金>  
 ・偶数月の15日に入金されます。  
 ・土曜日、日曜日、祭日の場合はその直前の前営業日に入金されます。例：15日の前営業日の14日に入金されます。  
 例：請求と受領日の差  
 12月15日に年金が受け取れます。

**No.6-2 いつから受け取れる？**

いつから入金されるのか

<最初の入金>  
 ・初回受取り分は、偶数月または奇数月の15日（または前営業日）に入金されます。  
 ・最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。  
 例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合  
 受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2か月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。  
 ※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

講師：

また、受給権が発生する12月に請求を行うと、1月分から受け取ることができ、3月または4月に入金される可能性が高いですが、今回来訪された9月中に繰上げ請求を行った場合は、10月分から受け取ることができ、早ければ12月または1月に初回受け取り分が入金される可能性があります。つまり、3か月分の年金を前倒しで受け取ることが可能となり、約16万円の現金を2か月から3か月早く受け取れるということになります。

老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰上げ請求）

<繰上げ>

**61歳8カ月で請求した場合**

減額 (△) 156,020円  
 : 780,100円 × 20.0%

年金累計額  
 <78歳4カ月分まで>  
 65歳での請求：10,401,433円  
 61歳8カ月での請求：10,401,133円

78歳4カ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

イメージ

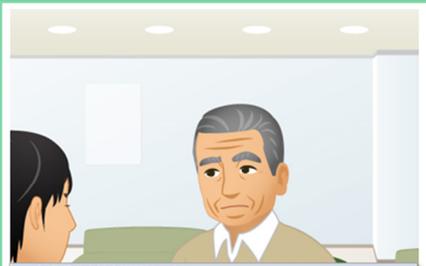
講師：

ただし、繰上げによる減額の影響として、早く受け取れる約16万円を年金の減額分（9,900円）で割った年数が経過すると、つまり、約16年間、81歳まで受け取った時点で本来請求と繰上げ請求の場合の年金受け取り累計額が逆転します。

このように繰上げ請求した場合の事実と、取り消しができないなどいくつかの注意点をあわせて説明し、来訪者自身に判断していただくことが重要となります。これらの説明を丁寧に行わないと、「なぜ説明してくれなかったのか」といったクレームになる可能性がありますので注意してください。

来訪した月内に請求を行わないと、受け取り開始月や減額率が変わってしまうことの説明も必要です。

老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰上げ請求）



■ 年金受給率は生涯同じです。  
■ 取消、変更はできません。

↑ 繰上げの注意点

- 請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。
- 障害年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- 国民年金に任意加入できなくなります。
- 保険料免除期間への過給や、後納制度の利用ができなくなります。

うーん、減額率はわずかだけど、年金額が減るのは嫌だな。帰ったら妻とも相談してみますよ。

かしこまりました。今月中に繰上げ請求をされない場合、年金額や受け取り開始月が変わりますのでお気をつけください。

また、繰上げ請求をした場合は、取り消し、変更ができません。それから、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなったり、任意加入や追納、後納制度の利用ができなくなったりするなど、いくつか注意が必要な点がございますので、よくお考えください。

井上：  
うーん、減額率はわずかだけど、年金額が減るのは嫌だな。帰ったら妻とも相談してみますよ。

吉村：  
かしこまりました。今月中に繰上げ請求をされない場合、年金額や受け取り開始月が変わりますのでお気をつけください。

また、繰上げ請求をした場合は、取り消し、変更ができません。それから、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなったり、任意加入や追納、後納制度の利用ができなくなったりするなど、いくつか注意が必要な点がございますので、よくお考えください。

老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰下げ申出）



わかりました。ところで、ここに書いてある繰下げ受給というのは何ですか。

先ほどの繰上げとは逆に、66歳以降70歳まで、年金を受け取る時期を遅らせることによって、受取開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができる制度です。

受取開始年齢	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6
67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0
68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4
69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8
70歳	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0

■ 年金額の計算例（65歳で請求した場合）

繰上げ	繰下げ
61歳8ヶ月で請求した場合	68歳4ヶ月で請求した場合
減額 (△) 156,020円 : 780,100円 × 20.0%	増額 (+) 218,428円 : 780,100円 × 28.0%
年金額計算 <70歳3ヶ月分まで> 65歳での請求: 10,401,433円 61歳8ヶ月での請求: 10,401,133円	年金額計算 <66歳3ヶ月分まで> 65歳での請求: 11,896,525円 68歳4ヶ月での請求: 11,897,933円
78歳4ヶ月分以降も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。	80歳3ヶ月分以降も受給できる場合は、68歳4ヶ月での請求の方がお得です。

井上：  
わかりました。ところで、ここに書いてある繰下げ受給というのは何ですか。

吉村：  
先ほどの繰上げとは逆に、66歳以降70歳まで、年金を受け取る時期を遅らせることによって、受取開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができる制度です。





老 齢 基 礎 年 金 受給開始時期（繰下げ申出）

講師：  
 なお、65歳を過ぎて老齢基礎年金の請求書を受理する際には、まず、請求者に繰下げの意思がないことと、65歳時からの請求であることを確認するよう徹底してください。

実務上は、繰下げの意思確認に関する書面を、請求書に添付することが求められます。日本年金機構が運用上定める「繰下げ意思確認書」を活用する方法や、「説明事項の確認」いわゆる「重要事項説明書」に請求者からの署名をいただく方法等によって、繰下げの意思確認に関する書面を作成するようにしてください。

老 齢 基 礎 年 金 後納制度と追納制度

井上：  
 今のところ、65歳から年金を受け取りたいと思っていますが、繰下げ請求以外に少しでも年金の額を増やす方法はありませんか。

吉村：  
 はい、年金額を増やすためには、追納や後納、任意加入などの方法がございます。

老 齢 基 礎 年 金 後納制度と追納制度

井上様は平成21年12月～平成22年6月まで国民年金保険料の未納期間が7か月と平成22年7月～平成22年11月まで保険料の全額免除を受けた期間が5か月ございますね。

はい。当時不景気で、保険料をきちんと納付できませんでした。年が明けて8月ごろ免除制度のことを聞いて申請したんですよ。

吉村：  
井上様は平成21年12月～平成22年6月まで国民年金保険料の未納期間が7か月と平成22年7月～平成22年11月まで保険料の全額免除を受けた期間が5か月ございますね。

井上：  
はい。当時不景気で、保険料をきちんと納付できませんでした。年が明けて8月ごろ免除制度のことを聞いて申請したんですよ。

老 齢 基 礎 年 金 後納制度と追納制度

追納

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

後納

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です（追納分を含みます）。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことももちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

特別追納

特別追納制度とは、第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この特別追納制度を利用することで、年金額を増やすことももちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

そうでしたか。未納期間については、通常は納付期限より2年を超える期間の保険料は時効によって納付できないのですが、今月（平成27年9月）までは「後納制度」といって、お申込みいただくことで申込月前より10年間さかのぼって納付いただくことができます。後納していただくことによって受け取る年金額を増やすことができます。

そうなんですか。

吉村：  
そうでしたか。未納期間については、通常は納付期限より2年を超える期間の保険料は時効によって納付できないのですが、今月（平成27年9月）までは「後納制度」といって、お申込みいただくことで申込月前より10年間さかのぼって納付いただくことができます。後納していただくことによって受け取る年金額を増やすことができます。

井上：  
そうなんですか。

老 齢 基 礎 年 金 後 納 制 度 と 追 納 制 度

0.8-1 増やす方法は？

- 追納 (号-No.20)
 

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。
- 後納 (号-No.11)
 

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です(追納分を含みます)。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことも可能。納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。
- 特例追納 (号-No.12)
 

特例追納制度とは、第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことも可能。納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

また、免除を受けた期間については「追納」という制度がございまして、10年以内でしたら、免除された当時の保険料を納付できます。こちらについてもご利用いただくと受け取る年金額を増やすことができますが、いかがですか。

では、後納制度の利用を検討してみます。

吉村：

また、免除を受けた期間については「追納」という制度がございまして、10年以内でしたら、免除された当時の保険料を納付できます。こちらについてもご利用いただくと受け取る年金額を増やすことができますが、いかがですか。

井上：

では、後納制度の利用を検討してみます。

老 齢 基 礎 年 金 後 納 制 度 と 追 納 制 度

国民年金後納納付書

ありがとうございます。お申し込みは年金事務所では受け付けています。直接または郵送で、この申込書を年金事務所の国民年金課にご提出ください。後日納付書が郵送されてきます。ただし、後納の納付期限は今月中となりますので、早急に年金事務所をお訪ねいただき、その場で納付書を発行してもらってください。納付は、送付された納付書を利用した納付のみとなり、口座振替やクレジットカード払いはご利用できませんのでご了承ください。

吉村：

ありがとうございます。お申し込みは年金事務所では受け付けています。直接または郵送で、この申込書を年金事務所の国民年金課にご提出ください。後日納付書が郵送されてきます。ただし、後納の納付期限は今月中となりますので、早急に年金事務所をお訪ねいただき、その場で納付書を発行してもらってください。納付は、送付された納付書を利用した納付のみとなり、口座振替やクレジットカード払いはご利用できませんのでご了承ください。

老齡基礎年金 後納制度と追納制度

**No.11-1 後納** (詳しくは「国民年金後納保険料専用ダイヤル」へ)

**後納制度とは?**  
納付期限を過ぎ、納付が滞ることによって発生する国民年金後納保険料のことです。納付期限が過ぎた後、納付が滞ることによって発生する国民年金後納保険料のことです。納付期限が過ぎた後、納付が滞ることによって発生する国民年金後納保険料のことです。

納付する保険料額は自分で定める額を加算した額となります。

納付年度	平均2年間で納付する額(元)1ヵ月の保険料額 (円)	納付の滞り期間 (月)	加算の滞り期間 (月)	納付の滞り期間 (円)	加算の滞り期間 (円)	(A) + (B)
平成17年度	13,580	1,300	0	0	0	14,880
平成18年度	13,860	1,200	0	0	0	15,060
平成19年度	14,100	800	0	0	0	14,900
平成20年度	14,410	600	0	0	0	15,010
平成21年度	14,660	500	0	0	0	15,160
平成22年度	15,100	300	0	0	0	15,400
平成23年度	15,530	200	0	0	0	15,730
平成24年度	14,980	90	0	0	0	15,070
平成25年度	15,040	0	0	0	0	15,040
平成26年度	15,250	0	0	0	0	15,250

**No.20-1 追納について**

**「追納」とは?**  
納付期限を過ぎ、納付が滞ることによって発生する国民年金追納保険料のことです。納付期限が過ぎた後、納付が滞ることによって発生する国民年金追納保険料のことです。納付期限が過ぎた後、納付が滞ることによって発生する国民年金追納保険料のことです。

**いくら納めればいいのか?**

納付年度	平均2年間で納付する額(元)1ヵ月の保険料額 (円)	納付の滞り期間 (月)	加算の滞り期間 (月)	納付の滞り期間 (円)	加算の滞り期間 (円)	(A) + (B)
平成17年度	14,000	1,300	0	0	0	15,300
平成18年度	14,200	1,200	0	0	0	15,400
平成19年度	14,400	800	0	0	0	15,200
平成20年度	14,600	600	0	0	0	15,200
平成21年度	14,800	500	0	0	0	15,300
平成22年度	15,000	300	0	0	0	15,300
平成23年度	15,200	200	0	0	0	15,400
平成24年度	14,900	90	0	0	0	15,000
平成25年度	15,000	0	0	0	0	15,000
平成26年度	15,200	0	0	0	0	15,200

**手続き**  
「国民年金後納保険料納付書」を年金事務所へ提出します。

**注意点**  
● 一度納付した期間に、再び納付するべき保険料を納付していない場合は、追納期間となるため、追納できません。  
● 追納は、納付した期間に納付した保険料を遡って追納する場合は、遡りの年の保険料を納付している必要があります。  
● 追納は、追納した年と遡りの年の、遡りの年の納付した保険料から納付することになります。



講師：後納制度および追納制度の利用は任意であること、後納保険料および追納保険料には当時の保険料に一定の加算金が上乗せされることを説明してください。また、納付はいずれの制度も古い未納期間および免除期間から先に納付しなければならないことも説明してください。国民年金後納保険料納付申込書または国民年金保険料追納申込書の記入方法を説明したうえ、申込書を渡してください。

老齡基礎年金 後納制度と追納制度

**「追納」とは?**  
納付期限を過ぎ、納付が滞ることによって発生する国民年金追納保険料のことです。納付期限が過ぎた後、納付が滞ることによって発生する国民年金追納保険料のことです。納付期限が過ぎた後、納付が滞ることによって発生する国民年金追納保険料のことです。

**いくら納めればいいのか?**

納付年度	平均2年間で納付する額(元)1ヵ月の保険料額 (円)	納付の滞り期間 (月)	加算の滞り期間 (月)	納付の滞り期間 (円)	加算の滞り期間 (円)	(A) + (B)
平成17年度	14,000	1,300	0	0	0	15,300
平成18年度	14,200	1,200	0	0	0	15,400
平成19年度	14,400	800	0	0	0	15,200
平成20年度	14,600	600	0	0	0	15,200
平成21年度	14,800	500	0	0	0	15,300
平成22年度	15,000	300	0	0	0	15,300
平成23年度	15,200	200	0	0	0	15,400
平成24年度	14,900	90	0	0	0	15,000
平成25年度	15,000	0	0	0	0	15,000
平成26年度	15,200	0	0	0	0	15,200

**手続き**  
「国民年金後納保険料納付書」を年金事務所へ提出します。

**注意点**  
● 一度納付した期間に、再び納付するべき保険料を納付していない場合は、追納期間となるため、追納できません。  
● 追納は、納付した期間に納付した保険料を遡って追納する場合は、遡りの年の保険料を納付している必要があります。  
● 追納は、追納した年と遡りの年の、遡りの年の納付した保険料から納付することになります。

**<後納制度と追納制度>**

**利用上の注意事項**

- ◆ 納付期限は納付書に記載された納付期限にかかわらず老齡基礎年金の受給権の発生する前日までであること  
(通常は65歳の誕生日の前々日まで)
- ◆ 老齡基礎年金の繰上げ請求を行うと、どちらの制度も利用できなくなること



講師：(両制度利用上の重要な注意事項) 後納または追納制度を利用できるのは、老齡基礎年金の受給権の発生する日の前日まで(通常は65歳に達する日の前日まで)となりますので、本ケースのように受給権発生直前の方の場合、注意が必要です。ただし、後納制度によって過去の保険料を納付できる期限は、平成27年9月30日までとなります。本ケースの井上さんの場合は、追納の期限は平成27年12月22日までとなります。それ以後に納付された保険料は還付されます。また、先ほど説明した繰上げ請求を行った場合は、どちらの制度も利用できなくなりますのでご注意ください。

老 齢 基 礎 年 金 後納制度と追納制度



＜後納制度と追納制度＞

後納に関する注意事項

- ◆現在の後納制度（10年）・・・平成27年9月30日まで
- ↓
- ◆新しい後納制度（5年）・・・平成27年10月1日  
平成30年9月30日

講師：（後納に関する注意点）

現在の後納制度は、平成27年9月30日までと法令で定められていますが、法改正（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第10条）により、現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度が創設されます。したがって、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間、過去5年以内で時効により国民年金保険料を納められない期間の未納保険料について後納が可能となりますので、来訪者の説明の際には注意してください。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明



そのほかにも、年金額を増やす方法として国民年金への任意加入と付加保険料を納める方法がございます。

聞いたことがあるような気がしますが、詳細を教えてください。

吉村：

そのほかにも、年金額を増やす方法として国民年金への任意加入と付加保険料を納める方法がございます。

井上：

聞いたことがあるような気がしますが、詳細を教えてください。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明

35歳 (420円) 納付済	任意加入で納付 (60円) 納付	65歳
420円	480円	780,100円 × 480円
780,100円 × 480円	780,100円 × 480円	→ 682,600円
97,500円 プラス		

任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

任意加入をやめるときは、任意加入を中止する必要があるため、お住まいの役所または国民年金センターまでお電話ください。

2023年4月1日現在

まず任意加入についてご説明します。井上様の場合、65歳到達月の前月まで今月を含めて3か月ありますが、65歳になるまでの間、任意加入して保険料を納めていただくことで年金額を増やすことができます。

65歳までしか任意加入できないんですね。

おっしゃるとおりです。65歳以降に任意加入できるのは、原則として300か月以上の老齢年金を受け取るために必要な資格期間を満たしていない場合に限られています。

吉村：  
まず任意加入についてご説明します。井上様の場合、65歳到達月の前月まで今月を含めて3か月ありますが、65歳になるまでの間、任意加入して保険料を納めていただくことで年金額を増やすことができます。

井上：  
65歳までしか任意加入できないんですね。

吉村：  
おっしゃるとおりです。65歳以降に任意加入できるのは（昭和40年4月1日以前生まれの方が）、原則として300か月以上の老齢年金を受け取るために必要な資格期間（保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間の合計期間）を満たしていない場合に限られています。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明

任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入

私は300か月以上納付しているから、65歳以降は加入できないということですか。

はい。それでも、今月中に任意加入をお申出しいただいて保険料を納付いただきますと、3か月間保険料納付済期間が増えて、年金額を多少なりとも増やすことができます。任意加入される場合は、保険料の納付は原則として口座振替となります。

任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入

井上：  
私は300か月以上納付しているから、65歳以降は加入できないということですか。

吉村：  
はい。それでも、今月中に任意加入をお申出しいただいて保険料を納付いただきますと、3か月間保険料納付済期間が増えて、年金額を多少なりとも増やすことができます。任意加入される場合は、保険料の納付は原則として口座振替となります。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明

No.10-1 任意加入

年金額を増やすには  
65歳に達した日（65歳誕生日の前月の翌月）まで、厚生年金・国民年金に加入して要する、国民年金料より高くなる場合があります。ただし、**65歳に達した日より前にさかのぼって加入することによって増やせます。**

加入時期	加入月数	1月あたりの年金額	合計の年金額
60歳から加入	480月	780,100円	780,100円 × 480月 → 375,648,000円
65歳から加入	400月	780,100円	780,100円 × 400月 → 312,040,000円
97,500円 プラス			

3か月しか加入できないなら、たいしてもらえる額は増えないですね。60歳から加入できると聞いたことがありますけど、60歳時点でさかのぼって加入できませんか。

はい、任意加入制度は、その時々のお客様自身のご判断によって任意に加入いただく制度となっておりますので、過去にさかのぼって任意加入することはできないことになっています。

井上：

3か月しか加入できないなら、たいしてもらえる額は増えないですね。60歳から加入できると聞いたことがありますけど、60歳時点でさかのぼって加入できませんか。

吉村：

はい、任意加入制度は、その時々のお客様自身のご判断によって任意に加入いただく制度となっておりますので、過去にさかのぼって任意加入することはできないことになっています。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明

<任意加入の注意点>

- ◆ 60歳到達月～65歳到達月の前月まで加入できる（ただし、国民年金の被保険者期間が480月に達するまで）
- ◆ 満額の老齢基礎年金を受給することに関心を持つ方もいるため、受給資格のある方でも必ず説明をする
- ◆ 申し出した月より前にさかのぼって加入することはできない

講師：

本ケースにおいては老齢基礎年金の満額に程遠いため、おそらく請求者にはメリットをあまり感じていただけないかもしれませんが、例えば、保険料納付済月数が477月の場合には、任意加入を3月行うことで、保険料納付済月数が480月、つまり満額の老齢基礎年金を受給できるようになり、ここにこだわりを持たれる方もいらっしゃると思います。必ず、任意加入を行うためには申出が必要なこと、さかのぼって申出できないこと、65歳を過ぎてしまうと任意加入ができなくなることを説明してください。

なお、最初に説明した60歳用のパンフレットを持参された方、つまり特別支給の老齢厚生年金の受給権のある方の場合でも、老齢基礎年金の受給額を増やすために任意加入を希望する可能性があることに注意しておきましょう。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明

「付加保険料」は、今ご説明した任意加入を行っていただくことが前提となりますが、月400円の保険料を通常の保険料にプラスして納付すると、受け取れる老齢基礎年金に毎年200円×付加保険料納付月数分の付加年金が加算されるという制度です。

任意加入と付加年金でどのくらい受け取れる年金額が増えますか。

任意加入で年5,000円弱、付加年金で年600円増えますね。

うーん。増加額が少ないのでどちらもやめておきます。

吉村：

「付加保険料」は、今ご説明した任意加入を行っていただくことが前提となりますが、月400円の保険料を通常の保険料にプラスして納付すると、受け取れる老齢基礎年金に毎年200円×付加保険料納付月数分の付加年金が加算されるという制度です。

井上：

任意加入と付加年金でどのくらい受け取れる年金額が増えますか。

吉村：

任意加入で年5,000円弱、付加年金で年600円増えますね。

井上：

うーん。増加額が少ないのでどちらもやめておきます。

老 齢 基 礎 年 金 任意加入と付加保険料の説明

「付加保険料」は、今ご説明した任意加入を行っていただくことが前提となりますが、月400円の保険料を通常の保険料にプラスして納付すると、受け取れる老齢基礎年金に毎年200円×付加保険料納付月数分の付加年金が加算されるという制度です。

任意加入と付加年金でどのくらい受け取れる年金額が増えますか。

任意加入で年5,000円弱、付加年金で年600円増えますね。

うーん。増加額が少ないのでどちらもやめておきます。

講師：

付加保険料の納付も65歳到達月の前月までとなりますので、任意加入の申出をする方には必ず説明してください。

また、平成25年4月から、国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有する方は、国民年金基金に加入できるようになりました。国民年金基金は、第1号被保険者が加入できる公的な個人年金の制度です。年金額の増額を希望する方には、国民年金基金に照会いただくよう案内するのもよいでしょう。ただし、国民年金基金に加入すると付加保険料を納付することができなくなることに注意しましょう。

老 齢 基 礎 年 金 請求後の流れの説明

**【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト**

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input checked="" type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） ※基礎年金番号の確認	・当窓口 ・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書	・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたもの ※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可	・[ ] 番窓口 ・[ ] 市役所出張所

それで、65歳きっかりでもらう場合には、どのような手続きが必要ですか？

平成27年12月23日以降に手続きができることはご説明しましたが、その際にはこちらの書類をご用意ください。

井上: それで、65歳きっかりでもらう場合には、どのような手続きが必要ですか？

吉村: 平成27年12月23日以降に手続きができることはご説明しましたが、その際にはこちらの書類をご用意ください。

老 齢 基 礎 年 金 請求後の流れの説明

**【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト**

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

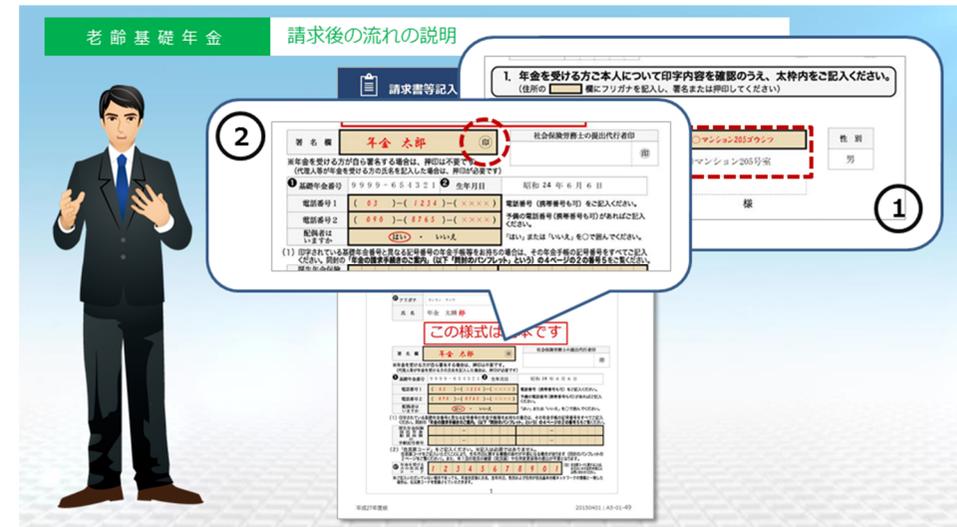
チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input checked="" type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） ※基礎年金番号の確認	・当窓口 ・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書	・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたもの ※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可	・[ ] 番窓口 ・[ ] 市役所出張所

MC: 次回の来訪を案内する際は、「必要書類リスト」の該当書類欄にチェックを入れてお渡します。



井上：  
よくわかりました。今日伺ったことについて帰って家族とよく相談してみます。  
お忙しいところありがとうございました。

吉村：  
長い時間お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。



講師：  
ここで、ターンアラウンド用請求書の書き方のポイントについて簡単に説明しま  
す。

①あらかじめ印字されている内容に誤りがないか確認していただいでください。  
住所、氏名、氏名のフリガナで誤っている箇所があれば該当の箇所を赤の二重  
線で消して、正しく修正していただきます。年金加入記録は過去に厚生年金等  
に加入した期間がないか再度確認していただいでください。不確かな記憶でも、  
厚生年金等に加入していた可能性がある来訪者に関しては、年金事務所で記録  
の確認を行うよう案内してください。

②背景色が濃い色になっている欄についての記入内容を確認してください。

1. まず、住所のフリガナを記入します。所番地およびアパート名・部屋番号  
にもフリガナが必要です。
2. 署名欄は、自著の場合、押印は不要です。



老 齢 基 礎 年 金 請求後の流れの説明



5 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求者名簿欄

6. 配偶者・子についてご記入ください。

(1) 配偶者について記入ください。婚姻中のプレートの下の欄に配偶者をご記入ください。ご配偶者の氏名、生年月日、国籍を記載し、婚姻についてご記入ください。

氏名 年金 ハナ子 年齢 27 + 4 = 21

生年月日 2479-112346

(2) 扶養親族の申請者としてお申し込みの扶養親族は、請求書の欄にご記入ください。

氏名 年齢

(3) 配偶者について、国民年金等以外の年金の受給者である場合は、その受給者の氏名等をご記入ください。

この様式は見本です

(4) 配偶者は、お申し込みの欄（お申し込みの欄）の中欄に記入してください。記入するものは、お申し込みの欄に記入してください。

この様式は見本です

イ 24 + 4 = 2479-112346-1150

6 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求者名簿欄

6. 生計維持証明についてご記入ください。

(1) 請求書等記入例の欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。

年金 太郎

この様式は見本です

(2) 生計維持証明について、お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。

この様式は見本です

この欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。

講師：

5. 配偶者と子についての欄は、配偶者および18歳になった後の最初の3月31日を過ぎていない子（ただし、障害年金1級2級相当の子がいる場合は20歳未満の子）がいる場合に記入が必要です。

6. 生計維持証明についての欄は、配偶者と子の欄に記入する者がいる場合に請求者の署名、配偶者や子の収入状況を記入します。

老 齢 基 礎 年 金 請求後の流れの説明



7 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求者名簿欄

7. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

この欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。

この欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。

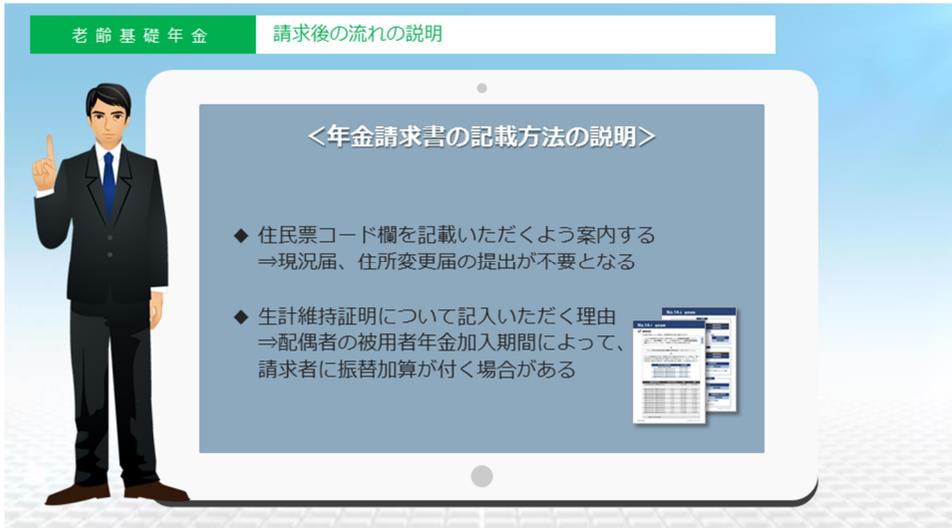
この欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。お申し込みの欄に記入してください。

講師：

7. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についての欄は、国民年金のみの方の場合は記入不要です。

請求書を受け付ける際には、これらの点やその他記入もれがないか確認するようにしてください。

老 齢 基 礎 年 金 請求後の流れの説明



＜年金請求書の記載方法の説明＞

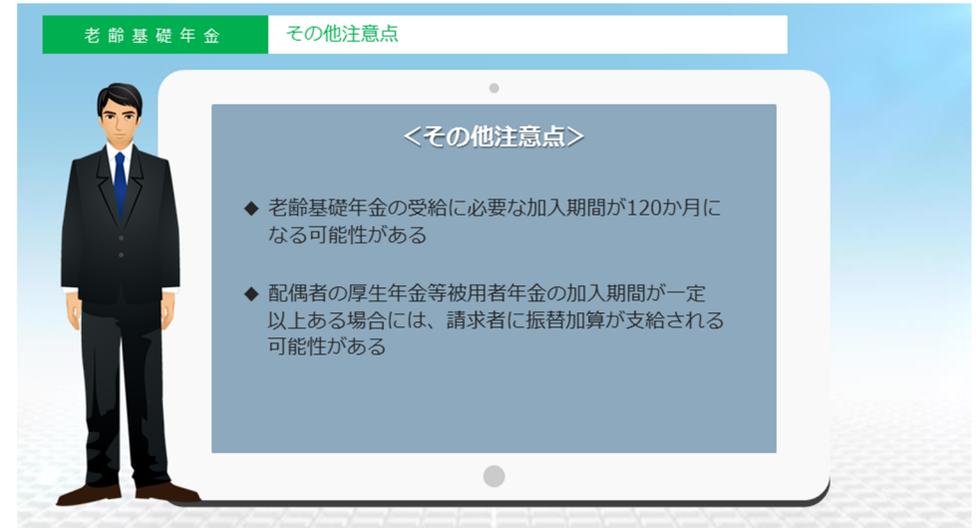
- ◆ 住民票コード欄に記載いただくよう案内する  
⇒現況届、住所変更届の提出が不要となる
- ◆ 生計維持証明について記入いただく理由  
⇒配偶者の被用者年金加入期間によって、請求者に振替加算が付く場合がある

講師：

よく聞かれる点、および間違いやすいポイントをまとめました。

- i. 住民票コード欄に記載いただくと、原則、毎年誕生日に提出いただく現況届（受給者本人の生存確認）の提出が不要となること、住所が変更になった場合に住所変更届の提出が不要になることなどのメリットがあります。事前に案内する機会があれば、添付書類として提出いただく住民票に住民票コードが入ったものを取得いただくなどして、できるだけ記入するよう案内してください。
- ii. 生計維持証明がお客様にとってわかりづらいようです。本ケースにおいては、請求予定者が国民年金第1号被保険者期間のみの方であり、厚生年金等被用者年金の加入期間がありませんので、配偶者の方の被用者年金の加入期間によっては、請求予定者に65歳より振替加算が支給される場合があります。この場合は、請求予定者の収入額を確認して記入するよう説明してください。

老 齢 基 礎 年 金 その他注意点



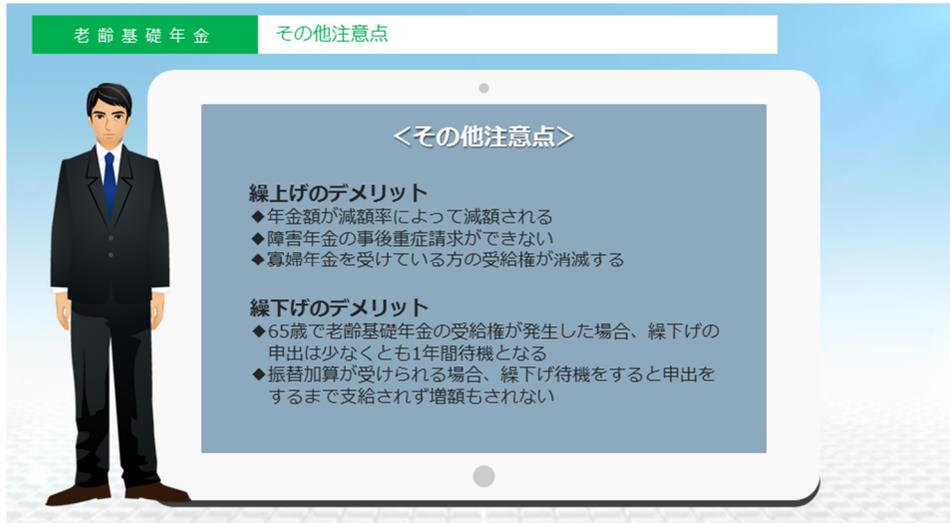
＜その他注意点＞

- ◆ 老齢基礎年金の受給に必要な加入期間が120か月になる可能性がある
- ◆ 配偶者の厚生年金等被用者年金の加入期間が一定以上ある場合には、請求者に振替加算が支給される可能性がある

講師：

次の点にもご注意ください。

- a) 老齢基礎年金の受給権発生のための加入期間は、今後の法改正・制度改正により120か月になる可能性があります。
- b) 配偶者の厚生年金等被用者年金の加入期間が一定以上ある場合には、請求者に振替加算が支給される可能性があります。配偶者が加給年金の加算される年齢に達している場合は、加給年金が配偶者の年金に加算されていないか確認してください。



c) 繰上げ請求のデメリットとして、年金額が減額率によって減額される点以外に、障害年金の事後重症請求などができなくなることが挙げられます。請求前相談で何らかの病気などをお持ちで、障害基礎年金に相当する障害状態になる恐れがある方は注意してください。また、寡婦年金を受けている方は受給権が消滅しますのでご注意ください。

d) 繰り下げ申出の注意点は、65歳で老齢基礎年金の受給権が発生した場合、繰下げの申出は少なくとも1年間、66歳到達日まで待機していただく必要があることです。この1年間は老齢基礎年金を受け取ることができなくなりますので、1年間待機して66歳到達日に繰下げの申出をした場合、増額率は月 $0.7\% \times 12$ 月 $=8.4\%$ となり、受け取ることができなかった1年分の年金額を「取り戻す」ためには、 $1 \div 8.4\%$ で約12年間増額された老齢基礎年金を受け取る必要があります。

よって、66歳から12年、つまり88歳まで年金を受け取った場合に、初めて65歳から受け取ったときの年金の合計金額を上回ることとなります。繰り下げ申出を希望する来訪者の方にはこの点を説明しておく必要があります。

その他、振替加算が加算される場合、繰下げ待機をすると繰下げ申出をするまで振替加算分も受け取れません。また、繰下げ待機しても振替加算は増額されませんので、この点も説明が必要となります。



ブリッジタイトル ♪～

老 齢 基 礎 年 金 問 題

**問 題**

- ◆ 現在68歳の女性。  
70歳で老齢基礎年金を  
繰下げ請求するべく待機中
- ◆ 配偶者である夫は老齢基礎年金  
及び老齢厚生年金を受給中に死亡

→ 妻の老齢基礎年金の繰下げ請求は  
どうなるか



講師：  
 現在68歳の女性です。70歳から老齢基礎年金を繰下げ受給するため待機中です。配偶者である夫は妻が繰下げ請求する前の69歳で老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給中に死亡しました。妻の繰下げ請求はどうなりますか。

老 齢 基 礎 年 金 解 答

**問 題**

- ◆ 現在68歳の女性  
70歳で老齢基礎年金を  
繰下げ請求するべく待機中
- ◆ 配偶者である夫は老齢基礎年金  
及び老齢厚生年金を受給中に死亡

→ 妻の老齢基礎年金の繰下げ請求は  
どうなるか

**解 答**

- ◆ 繰下げ待機中に他の年金受給権が発生した場合、その時点まで繰下げが認められる
- ◆ 次の2つのうちいずれかを選択する
  - ① 65歳時点で遡及して老齢基礎年金を請求する
  - ② その時点まで増額された老齢基礎年金を繰下げ請求する
- ◆ 66歳になる前に他の年金受給権が発生した場合は、老齢基礎年金の繰下げ請求は認められず、65歳からの増額されない老齢基礎年金を請求する

講師：  
 66歳以降繰下げ待機中の方に別の年金受給権が発生した場合、その時点で繰下げによる増額率が固定されます。そして、①65歳に遡及して老齢基礎年金を請求するか、②その時点での増額率によって計算された老齢基礎年金を繰り下げ請求するか選択することになります。この事例では、妻が68歳の時点で夫の死亡による遺族厚生年金の受給権が発生するため、繰下げ待機期間が終了し、いずれかの選択を行う必要があります。

なお、いずれの場合でも、遺族厚生年金と老齢基礎年金は併せて受け取ることができます。



吉村：  
業務支援ツールを使うと、年金のことをよく知らない方にも理解してもらいやすかったような気がするな。  
もっとわかりやすい説明ができるように自分なりの使い方を研究してみよう。

MC：  
さて、業務支援ツールを使った老齡基礎年金の窓口対応ケーススタディーをご覧いただきましたがいかがでしたか？

講師：  
老齡基礎年金の相談においては、客観的な情報提供を行い、来訪者に様々な選択肢の中から自分が納得できるものを選んでいただく、という姿勢が重要となります。特に、繰上げ、繰下げなど年金受給開始時期の選択については、トラブルを避けるためにも丁寧な説明と対応が必要です。

そのことを理解したうえで、業務支援ツールを効果的に活用して、お客様に満足いただける対応を目指しましょう。